小規模多機能ホームやたの　料金表

令和6年6月～

保険給付	要介護区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（1割負担分）	介護サービス費 ※1か月単位の包括費用です。	3,450円／月	6,972円／月	10,458円／月	15,370円／月	22,359円／月	24,677円／月	27,209円／月

※状況に応じ各種加算が算定される場合があります。

保険外給付	宿泊費（水道光熱費含む）	2,000円／1泊
	食　費	〔朝食〕350円／食　〔昼食〕500円／食　〔夕食〕500円／食　〔お茶うけ〕100円／食
	おむつ等（税別） ※ご家庭で使用されているものをお使いになる場合、費用はかかりません。	〔紙パット〕小40円／枚　大80円／枚　〔紙パンツ〕120円／枚　〔紙オムツ〕130円／枚

【事業所全体に係る加算】

名称	かかる費用		要件
サービス提供体制強化加算 （区分支給限度基準額の算定に含めない）	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲのいずれかに該当する場合に加算されます。		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750円／月	☑	介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の70以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640円／月	□	介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の50以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350円／月	□	介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の40以上である場合、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が100分の60以上配置されている場合に算定されます。
総合マネジメント体制強化加算 （区分支給限度基準額の算定に含めない）	1,200円／月	☑	個別サービス計画について介護・看護職員等の多職種協働により随時適切に評価され、見直しの際は内容を説明し記録している、地域における活動への参加の機会が確保されている、地域住民の相談に対する体制を確保している、地域の多様な主体とともに利用者を支える取り組みを実施している等の場合に加算されます。
	800円／月	□	個別サービス計画について介護・看護職員等の多職種協働により随時適切に評価され、見直しの際は内容を説明し記録している、地域における活動への参加の機会が確保されている、地域住民の相談に対する体制を確保している等の場合に算定されます。
訪問サービス機能強化加算 （区分支給限度基準額の算定に含めない）	1,000円／月	☑	訪問担当職員を2名以上配置し事業所における訪問回数が一定以上ある場合加算されます。
看護職員配置加算	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲのいずれかに該当する場合に加算されます。		
看護職員配置加算Ⅰ	900円／月	☑	常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護職員配置加算Ⅱ	700円／月	□	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護職員配置加算Ⅲ	480円／月	□	常勤換算方法で看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算	Ⅰ，Ⅱのいずれかに該当する場合に加算されます。		
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円／月	□	利用者の安全と介護サービスの質を確保、職員の負担を軽減するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行っている、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の役割分担の取り組み等を行っている、業務改善の取り組みの効果を示すデータをオンラインで提出している場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円／月	□	利用者の安全と介護サービスの質を確保、職員の負担を軽減するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行っている、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している、業務改善の取り組みの効果を示すデータをオンラインで提出している場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算	20円／6ヵ月	☑	利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、利用者の口腔及び栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円／月	□	利用者個々の心身状態等に係る基本情報を厚生労働省に提出し、サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、その情報を適切かつ有効に活用している場合に加算されます。

【利用される方個々に係る加算】

名称	かかる費用		要件
初期加算	30円／日	☑	利用登録日から30日間加算されます。
認知症加算	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳのいずれかに該当する場合に加算されます。		
認知症加算Ⅰ	920円／月	□	認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者養成研修を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に専門的な認知症ケアを実施している、認知症ケアに関する伝達や会議を定期的に開催する、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合に加算されます。
認知症加算Ⅱ	890円／月	□	認知症介護実践リーダー研修を修了した者を1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に専門的な認知症ケアを実施している、認知症ケアに関する伝達や会議を定期的に開催している場合に加算されます。
認知症加算Ⅲ	760円／月	□	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方にサービスを提供した場合に算定されます。
認知症加算Ⅳ	460円／月	□	要介護2に該当し、認知症自立度Ⅱの方にサービスを提供した場合に算定されます。
若年性認知症利用者受入加算	介護（要介護1～5），予防（要支援1，2）に応じて加算されます。		
介護	800円／月	□	受け入れた若年性認知症の方に個別に担当者を定めている場合に算定されます。
予防	450円／月	□	
生活機能向上連携加算	Ⅰ，Ⅱのいずれかに該当する場合に加算されます。		
生活機能向上連携加算Ⅰ	100円／月	□	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等から助言を受け、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円／月	□	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等と居宅を訪問し身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に算定されます。
看取り連携体制加算 （区分支給限度基準額の算定に含めない）	64円／日	□	看護職員配置加算Ⅰを取得し看護師における24時間連絡体制を確保し看取り期における対応方針を定め当該指針の内容を説明し同意を得ている場合に加算されます。※死亡日から死亡日前30日以下まで

※1　介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×149／1000）が加算されます。□

※2　中山間地域等における小規模事業所加算（所定単位数×10／100）が加算されます。